

長岡市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡リリックホールの管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡リリックホール条例（平成8年長岡市条例第7号）第13条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田達伸

1 開館時間

午前9時から午後10時まで（夜間の使用がないときは、午後6時まで）

2 開館時間を定める期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで